

「横浜市白幡地区センター」シンボルマーク募集要項

1. 趣旨

横浜市白幡地区センター開館 15 周年を記念して、「白幡地区センター」をより地域に親しみのある施設として周知していただく一環として、パンフレット、ホームページ、イベント等で使用する白幡地区センターのシンボルマークを下記のとおりに募集します。

2. 募集内容

シンボルマーク（図）もしくは、シンボルマーク（図）、ロゴタイプ（文字）を組み合わせたシンボルマークを募集します。ロゴタイプは「しらはた地区センター」としてください。

3. 募集期間

2019年4月1日（月）～2019年5月24日（金）（必着）

4. 応募要件

- ・白幡地区センターをご利用したことのある地域の方。
- ・個人又はグループでの応募が可能です。グループで応募される場合は代表者を一人決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。
- ・応募点数は、1人（1グループ）1点限りとします。
- ・応募作品（注1）は、応募者自身が創作したもので未発表のものであり、かつ、他の著作物等からの流用や模倣を行っていないものに限りします。
- ・応募作品の作成方法は、手書き、デジタルデータを問いません。
- ・色数は自由ですが、白黒（又は単色）や拡大・縮小して使用できるよう考慮してください。

5. 応募作品の規格等

- ・A4版の白色用紙を縦長で使用し、上下左右各3cmの余白をとった範囲内にデザインし、余白に上下が分かるように記載してください。

6. 応募方法

氏名（ふりがな）、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号、職業（児童・生徒・学生の方は学校名と学年）、応募作品の説明を記入のうえ、応募作品と合わせて郵送又は持参の方法により応募してください。

7. 賞

- | | | |
|----------|---|------------------|
| 最優秀賞（1点） | } | 地区センターより賞品をプレゼント |
| 優秀賞（1点） | | |
| 入賞（3点） | | |

8. 決定

白幡地区センターにおいて審査し、受賞作品を決定します。

9. 結果発表

受賞者には直接通知するほか、ホームページ等で結果を発表します。

2019年6月16日（日）の「白幡地区センターまつり」にて表彰いたします。

入賞されなかった方への通知は行いませんので予めご了承下さい。

10. 応募作品の取扱い

- ・応募作品は返却いたしません。
- ・応募に係る費用は応募者の負担とします。
- ・最優秀作品を採用作品としますが、必要に応じて一部補正を行う場合があります。
- ・採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、白幡地区センターに帰属します。また、応募者は採用作品に対し著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- ・応募者は、採用作品を白幡地区センターが商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、応募者は採用作品を商標出願しないこととします。
- ・応募作品に著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。
- ・受賞作品が他者の権利を侵害すると判明した場合、その他本募集要項の規定に違反していることが認められた場合は、結果発表後であっても受賞を取り消すものとします。また、他者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合も、受賞を取り消すことがあります。（採用作品の場合は採用を取り消すことがあります）

11. 個人情報の取扱い

応募に伴う個人情報については、この事業以外の目的で使用することはありません。

ただし、受賞者については、受賞作品とともに氏名（もしくはペンネーム）、住所（市町名まで）、職業（又は学校名・学年）をホームページ等で公表させていただきます。

12. 応募先及びお問い合わせ先

横浜市白幡地区センター